安平町が考える自治基本条例

安平町「自治基本条例(仮称)」を制定します 「町民主体」「町民と進める協働」による信頼される まちづくりをめざして~

はじめに

で制定されています。 ちづくり基本条例が全国各地 働のあり方などの基本的な理 念を定めた自治基本条例やま ナーとしての町民の参加、協 のあり方、町政運営のパート 地方分権改革が進展する中 地方自治体における自治

るまちづくり」を基本目標と 史的合併を契機に「信頼され を目指しています。 向けて、自治基本条例の制定 して「町民主体」「町民との協 本町においても、昨年の歴 によるまちづくり実現に

目治基本条例の概要

自治基本条例ってなに?

役割を担い、 応について、 まちづくりや地域課題への対 自治基本条例は、 どのような方法 誰がどのような 安平町の

るものです。 で決めていくのかなどの自治 仕組みの基本ルールを定め

理念を踏まえて定めることに どは、この条例の目的や基本 基本理念や町民の権利と義務 なります。 役割と責務などを定めます。 議会と執行機関のそれぞれの のほか、町政運営の基本原則 法」ともいわれているもので、 この条例は、「地方自治の憲 具体的には、まちづくりの の他の条例や規則、計画な

2 なぜ、この条例が必要なの?

けが、 が施行され、 の要因が考えられます。 きを推し進める背景には、 広がっています。こうした動 治基本条例を制定する動きが 平成12年に地方分権一括法 それまでの国の下請け 全国各地の自治体で自 市町村の位置付 次

> ることが求められています。 性やニーズに則して再構築す 行政サービスも、町民の皆さ 道府県と対等な「地方の政府_ 機関的なものから、国及び都 んの視点から捉え、地域の特 一律に実施されていた各種の へと大きく変わりました。 国の法律等に基づいて全国

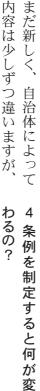
に進めていく権利と責任が拡 活かしたまちづくりを主体的 大しました。 分たちで描き、地域の個性を 自分たちの町の将来像を自

基づく、個性のある自治体運 定が必要とされています。 則として、自治基本条例の制 応し、自己決定や自己責任に 営を進めていくための基本原 このような時代の変化に対

地域の皆さんです。 を一番よく知っているのは、 スを町だけで担っていくには 限界があります。 これからの分権社会におい 現在の水準の公共サービ 地域の課題

ぞれの役割分担に応じて、 町が共通認識を持って、それ 持しながら、「町民、議会及び めには、町民の皆さんと町が、 これまでの住民自治活動を維 「よりよいまちをつくる」た

> りの基本的ルール」としても、 自治基本条例が必要とされて り一層の協働によるまちづく えた自治のあり方を条例の中 のほか、 という基本理念、 主役である町民の権利や責務 もちろんのこと、 に盛り込んでいこうと考えて 参加と協働、行政の責任など 安平町の特性を踏ま 地方自治の 基本原則は



議会、 らないのかが明確になり、 するのか、 や協働などの仕組みが整えら 町民と行政がそれぞれ何を ののかが明確になり、審 何をしなければな



3 条例でどのようなことを 定めるの? 自治基本条例策定の流れは

います。

いると考えます。

規範としての位置付けなどが 町と町民の関係、 基本として町政を運営するか 安平町では、どんな考え方を 共通して規定されています。 の仕組み、 内容は少しずつ違いますが、 自治体運営の最高 参加のため